機能の強化を図る。あわせて、大型漁船等に対応した岸壁整備等による陸揚げ機能の強化を図る。さらに、地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化を図る。

また、国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保を目指す。具体的には、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、高度な衛生管理対策を図るとともに、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

⑵　目指す主な成果

ア　成果目標

(ｱ)　水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50％とする。

(ｲ)　水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、おおむね60漁港で輸出を拡大させる。

（注１）「水産物の流通拠点となる漁港」とは、主要な水産物の産地市場を開設している漁港をいう。

（注２）「水産物の生産拠点となる漁港」とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

イ　整備目標

(ｱ)　水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24％（平成28年度）からおおむね50％に向上させる。

(ｲ)　水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね20漁港で大型漁船の円滑な利用を可能にする等により陸揚げ能力を向上させる。

⑶　事業量

水産物の安定供給体制を構築するとともに、水産物の輸出促進を図るため、次の事業を実施する。

ア　水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね90漁港を水産物の流通機能の強化等を図る漁港として整備する。

イ　地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね150地区を水産物の生産機能の強化等を図る地区として整備する。

2　豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

⑴　実施の目標

漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを目指す。具体的には、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施する。特に沿岸環境の改善に当たっては、広域的に藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊等の底質・水質悪化の要因を把握し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた回復対策を実施する。また、磯焼け対策技術、サンゴ増殖技術やＩＣＴ等を活用した高度な漁場管理技術の開発・活用により、対策の効果を向上させるとともに、海水温上昇等に対応した漁場整備に取り組む。さらに、沖合域においては、漁場整備による効果を的確に把握しつつ、新たな知見や技術を活かし、資源管理と併せて効率的に整備を展開していく。

⑵　目指す主な成果

ア　成果目標

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備により、おおむね８万トンの水産物を増産させる。

イ　整備目標

(ｱ)　水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を、おおむね25海域で実施する。

(ｲ)　藻場・干潟が衰退している海域のうち、おおむね75海域で藻場・干潟の総合的な回復対策を行う。

（藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行った海域の割合を、100％に向上させる。）

⑶　事業量

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施する。

ア　おおむね５万haの魚礁や増養殖場を整備する。

イ　おおむね15万haの漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。

ウ　おおむね7,000haの藻場・干潟を造成する。

3　大規模自然災害に備えた対応力強化

⑴　実施の目標

ア　東日本大震災の被災地の復旧・復興の総仕上げを目指す。具体的には、平成30年度末までに、全ての漁港施設の復旧を完了させるとともに、拠点漁港の市場機能等の強化や生業の場等の復興を着実に進捗させる。また、災害発生後の地盤の隆起等の新たな課題に的確に対応する。

イ　南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保を目指す。具体的には、災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港が、災害発生直後から当該活動の拠点としての機能を発揮できるよう、当該漁港の主要施設において耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。また、漁港や漁村においては、想定される津波到達時間内に安全な場所まで移動できるよう、避難地及び避難路の整備やハザードマップの策定等を推進し、避難対策を強化する。

ウ　災害発生後の地域水産業の早期回復のための拠点の確保を目指す。具体的には、水産物の流通拠点となる漁港等において、主要施設の耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。あわせて、災害発生後、直ちに水産業の再開に必要な陸揚げ・流通機能等を回復できるよう、事業継続計画等を策定する。

エ　台風・低気圧災害の激甚化が懸念されるため、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、沖波波高等の設計条件を点検し、施設の耐波性能の向上や静穏域の確保対策を推進する。

⑵　目指す主な成果

ア　成果目標

(ｱ)　地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を、48％（平成27年度）からおおむね60％に向上させる。

(ｲ)　水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を、０％（平成28年度）からおおむね80％（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30％（平成33年度）に向上させる。

（注１）「地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」とは、全国の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村の人口のうち、漁港漁場整備事業等により、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づく緊急輸送を確保するために必要な漁港施設等が確保された漁村の人口の割合をいう。

（注２）「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港」とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。